

改正案

目次（現行のとおり）

第一条から第三十五条まで（現行のとおり）
別記第一号様式から第二十六号様式（表）まで（現行のとおり）

この証書を添付する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律百三十七号）以下「法律」といふ。
第十九条 この都庁は、この法律の施行に必要な限度において、この法律の規定を補つて、次に掲げる事項を定めることができる。
一 立入検査
二 届出
三 関係者の責任
四 関係者の責任
五 関係者の責任

(基)

この証書を添付する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律百三十七号）以下「法律」といふ。
第十九条 この都庁は、この法律の施行に必要な限度において、この法律の規定を補つて、次に掲げる事項を定めることができる。
一 立入検査
二 届出
三 関係者の責任
四 関係者の責任
五 関係者の責任

現行

目次（略）

第一条から第三十五条まで（略）
別記第一号様式から第二十六号様式（表）まで（略）

この証書を添付する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律百三十七号）以下「法律」といふ。
第十九条 この都庁は、この法律の施行に必要な限度において、この法律の規定を補つて、次に掲げる事項を定めることができる。
一 立入検査
二 届出
三 関係者の責任
四 関係者の責任
五 関係者の責任

(基)

この証書を添付する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律百三十七号）以下「法律」といふ。
第十九条 この都庁は、この法律の施行に必要な限度において、この法律の規定を補つて、次に掲げる事項を定めることができる。
一 立入検査
二 届出
三 関係者の責任
四 関係者の責任
五 関係者の責任